

○松本市競技会・発表会出場者祝金交付要綱

平成3年4月1日

告示第82号

改正 平成6年4月1日告示第90号

平成7年8月17日告示第298号

平成17年3月31日告示第111号

平成21年3月31日告示第192号

平成23年7月4日告示第364号

平成23年7月19日告示第410号

平成30年3月30日告示第79号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市におけるスポーツの振興、芸術文化活動の促進を図るため、競技会又は発表会（以下「大会」という。）に出場する者に対して競技会出場者祝金又は発表会出場者祝金（以下「祝金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競技会 ブロック大会（北信越大会、東海大会、中部大会等。以下同じ。）以上のスポーツに係る大会で予選会（県大会以上の大会で、ブロック大会以上の大会への出場選抜を主たる目的又は従たる目的とする大会をいう。以下同じ。）等の選抜手続を経なければその出場資格を得られないものをいう。
- (2) 発表会 ブロック大会以上の芸術文化に係る大会（記念大会的なものを除く。）で予選会等の選抜手続を経なければその出場資格を得られないものをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (4) 団体 その構成員に市民1名以上を含む団体をいう。

(交付対象者)

第3条 祝金の交付対象者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者とする。

- (1) 競技会出場者祝金 競技会に出場する市民。
 - (2) 発表会出場者祝金 発表会に出場する市民。
- 2 前項の規定にかかわらず、大会に出場する団体は、前項各号に規定する者から承諾を受け、その構成員のうち当該者に係る祝金の交付対象者となることができる。この場合において、当該承認をした者は、重ねて祝金の交付を受けることができないものとする。

(祝金の額等)

第4条 祝金の額等は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 祝金の交付を受けようとする交付対象者は、大会出場前に松本市競技会・発表会出場者祝金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定により祝金の交付を受けようとする団体は、前項の申請書とともに松本市競技会・発表会出場者祝金団体申請承諾書(様式第2号)及び出場予定団体構成員の名簿を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、祝金の交付を決定したときは、松本市競技会・発表会出場者祝金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(出場報告)

第7条 前条の規定により祝金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、大会終了後一週間以内に松本市競技会・発表会出場者祝金出場報告書(様式第4号)に大会プログラム、出場者名簿、成績表等を添えて市長に提出するものとする。

(交付の決定の取消し・変更)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定者に係る祝金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を取り消し、又は変更するものとする。

- (1) 大会が中止された又は大会に出場しなかったとき。
- (2) 出場者、用具運搬費に変更があり、祝金交付決定額の変更が必要なとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により交付決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消し、又は変更するときは、松本市競技会・発表会出場者祝金交付決定取消・変更決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(祝金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に祝金を交付しているときは、当該祝金の返還を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日告示第90号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年8月17日告示第298号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日告示第111号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第192号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月4日告示第364号）

（施行期日）

1 この告示は、平成23年7月4日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別表第1号の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月19日告示第410号）

（施行期日）

1 この告示は、平成23年7月19日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別表第1号の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の松本市各種競技会・発表会出場者祝金交付要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市競技会・発表会出場者祝金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則（平成30年3月30日告示第79号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（1）基本額

区分	競技会	発表会
1 金額(1人当たり)	1 国内大会 (1) ブロック大会 5,000円 (2) 全国大会 10,000円 2 国際大会 (1) 国内会場 20,000円 (2) 国外会場 50,000円 3 オリンピック・パラリンピック 100,000円	1 国内大会 (1) ブロック大会 5,000円 (2) 全国大会 10,000円 2 国際大会 (1) 国内会場 20,000円 (2) 国外会場 50,000円
2 対象人数	大会要項等に基づくエントリー数とする。	

（2）加算額

区分	金額等
1 対象大会	松本市外で開催される競技会又は発表会

2 用具運搬費	用具運搬に要するトラック借上料。ただし、主催者等から補助のある場合は、当該補助金額を差し引いた額とする。

様式第1号（第5条関係）

（略）

様式第2号（第5条関係）

（略）

様式第3号（第6条関係）

（略）

様式第4号（第7条関係）

（略）

様式第5号（第8条関係）

（略）

様式第1号（第5条関係）

松本市競技会・発表会出場者祝金交付申請書

年 月 日

（あて先）松本市長

（申請者）

住 所

氏 名

印

（祝金交付対象者との続柄

）

※未成年の場合は、法定代理人（親権者）が署名又は記名押印すること。

※団体の場合は、所在地並びに名称及び代表者氏名を記載すること。

電話番号

松本市競技会・発表会出場者祝金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり松本市競技会・発表会出場者祝金の交付を申請します。

記

祝 金 区 分	<input type="checkbox"/> 競技会出場者祝金 <input type="checkbox"/> 発表会出場者祝金
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 個人申請 <input type="checkbox"/> 団体申請（申請人数 人）
祝金交付対象者 ※個人申請で対象者が 未成年の場合に記載	
出 場 種 目	
大 会 名 称	
開 催 地	
開 催 期 日 （開催期間）	
出 場 資 格 （予選会等成績）	
加 算 申 請 （用具運搬費）	円（うち主催者等補助 円）
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 大会要項 <input type="checkbox"/> 参加申込書（写し） <input type="checkbox"/> 予選会等成績証明 <input type="checkbox"/> 松本市競技会・発表会出場者祝金団体申請承諾書（様式第2号）及び 出場予定団体構成員名簿（団体が申請する場合に限る。） <input type="checkbox"/> 用具運搬費計算書（用具運搬費加算を申請する場合に限る。）

様式第2号（第5条関係）

松本市競技会・発表会出場者祝金団体申請承諾書

年 月 日

（あて先）松本市長

（承諾者）

住 所

氏 名

印

（祝金交付対象者との続柄

）

※未成年の場合は、法定代理人（親権者）が署名又は記名押印すること。

電話番号

松本市競技会・発表会出場者祝金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり祝金申請団体が祝金交付対象者（個人）に係る祝金の申請その他一切の手続きを行うことを承諾します。

記

祝金申請団体	所在地
	名 称
	代表者
祝金交付対象者 （ 個 人 ）	住 所
	氏 名
	年 齢
大 会 名 称	

様式第3号（第6条関係）

松本市競技会・発表会出場者祝金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長 印

年 月 日付けで申請がありました松本市（競技会・発表会）出場者祝金について、下記のとおり交付決定しましたので、松本市競技会・発表会出場者祝金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体（対象人数 人）
祝金交付対象者 <small>※個人申請で対象者が 未成年の方</small>	
祝金交付決定額	円
基本額計算	円
加算額計算 （用具運搬費）	円
出 場 種 目	
大 会 名 称	
開 催 地	
開 催 期 日 （ 開 催 期 間 ）	

ただし、次の条件を守ること。

- 1 団体に交付決定する場合は、要綱第3条第2項による交付対象者の承諾を得るものとし、祝金は当該者の利益のために使用すること。
- 2 大会終了後、要綱第7条の規定により出場報告をすること。
- 3 要綱第9条の規定により祝金の返還を求められたときは、期限までに返還すること。

様式第4号（第7条関係）

松本市競技会・発表会出場者祝金出場報告書

年 月 日

（あて先）松本市長

（申請者）

住 所

団 体 名

氏 名

（祝金交付対象者との続柄）

※団体の場合は、所在地並びに名称及び代表者氏名を記載すること。

電話番号

年 月 日付け 指令第 号により交付決定を受けた祝金について、松本市競技会・発表会出場者祝金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり出場報告をします。

記

大会名称	
祝金交付対象者 ※個人申請で対象者が未成年の場合に記載	
出場結果	<input type="checkbox"/> 出場（出場人数 人） <input type="checkbox"/> 不出場（大会の中止を含む。）
成績	
加算額費用実績 （用具運搬費）	円（うち主催者等補助 円）
添付書類	<input type="checkbox"/> 大会プログラム <input type="checkbox"/> 出場者名簿 <input type="checkbox"/> 成績表 <input type="checkbox"/> 上記用具運搬費実績を証する書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）

担当	係長	課長

様式第5号（第8条関係）

松本市競技会・発表会出場者祝金交付決定取消・変更決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長 印

年 月 日付け 指令第 号による松本市（競技会・発表会）出場者祝金の交付決定について、下記のとおり（取消・変更）決定しましたので、松本市競技会・発表会出場者祝金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 決定区分

取 消	交付決定（ 年 月 日付け 指令第 号）を取り消します。
変 更	交付決定（ 年 月 日付け 指令第 号）を次のとおり変更します。

2 変更決定の内容

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体（対象人数 人）
祝金交付対象者 <small>※個人申請で対象者が 未成年の方</small>	
祝金交付決定額	円
基本額計算	円
加算額計算 （用具運搬費）	円
出 場 種 目	
大 会 名 称	
開 催 地	
開 催 期 日 （ 開 催 期 間 ）	